居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。) サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者がご利用者様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業所概要

【事業者名称】 ハートフルファーマシー(東京都知事指定居宅療養管理指導サービス事業者)

【事業所の所在地】 東京都八王子市大和田町 1-6-15

【指定番号】 東京都指定 1342953867 号

【管理者の氏名】 河野 貴紀

【電話番号】 042-631-0210

2. 事業の目的と運営方針

【事業の目的】

要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問薬剤管指導を必要と認めた利用者に対し、ハートフルファーマシーの薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。

【運営の方針】

- ① 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供するサービス

【居宅療養管理指導サービス】

- ① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方箋に基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ② サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。
- 注)居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

4. 職員等の体制

従業員の職種	員数	通常の勤務体制
薬剤師(常勤者)	4名	午前8:45~午後5:45
薬剤師(非常勤者)	10 名	午前8:45~午後6:30(交代制)
事務員(常勤者)	4名	午前8:45~午後5:45
事務員(非常勤者)	6名	午前8:45~午後4:15 (交代制)

5. 担当薬剤師

担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。 利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所はこのサービスの目 的に反する等の変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。また緊急そのやむを得ない事由があるとき、 サポート薬局であるハートフルグループ(他店舗)の薬剤師が居宅療養指導サービスを提供します。

6. 営業日時

【営業日】 月曜日から土曜日まで但し、国民の祝祭日及び年末年始(12月 30日~1月3日)を除きます。

【営業時間】午前9:00~午後5:30

7. 緊急時の対応等

① 緊急時の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。

0 4 2 - 6 3 1 - 0 2 1 0 (営業時間内)

080-1295-5340 (営業時間外)

② 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8. 利用料

① 【居宅療養管理指導サービス提供料(1回につき)】

居住形態/保険負担割合	1割	2 割	3 割
単一建物居住者1名(ご自宅)	518円	1,036 円	1,554 円
単一建物居住者 2~9 名(居宅系施設)	379 円	758 円	1,137 円
単一建物居住者 10 名以上(居宅系施設)	342 円	684 円	1,026 円

情報通信機器を用いて行う場合	46 円	92 円	138 円
----------------	------	------	-------

※特別な療法を行う場合の加算(1回につき)

麻薬等の特別な薬剤を使用	+100 円	+200 円	+300 円
医療用麻薬持続注入療法	+250 円	+500 円	+750 円
中心静脈栄養療法	+150 円	+300 円	+450 円

- ②・算定する日の間隔は6日以上、かつ月4回を限度とします。但し、がん末期または中心静脈栄養療法の利用者の場合は週に2回、かつ月8回を限度とします。
- ③ ・緊急時(体調等の急変による計画外の訪問)は上記とは別に健康保険法に基づきご負担いただきます。
 - 注1) 上記の他、健康保険法に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。
 - 注2) 上記の利用料等は厚生労働省告示第 124 号に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定 後の最新の利用料を適用日より算定します。
 - 注3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係わるサービス利用料は同じです。

9. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

連絡先: 0 4 2 - 6 3 1 - 0 2 1 0

担当者:河野 貴紀